

印紙税法第5
条第2号によ
り印紙は添付
しない

市有財産売買契約書



売出人 太田市長 清水聖義（以下「甲」という。）と買受人 和田明美（持分1/2）・岡田治久（持分1/2）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行するものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金*****円とする。

（売買代金の支払）

第4条 売買代金は、平成30年7月5日までに支払うものとする。

（所有権の移転及び引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、前条の売買代金を納入後、甲から乙に移転するものとする。なお、無地番地については表題登記及び保存登記の完了後、甲から乙に移転するものとする。
2 売買物件は前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

（売買物件の登記）

第6条 乙は前条の規定により売買代金を納入したときは、速やかに無地番地の表題登記をするものとし、表題登記の完了後、甲により保存登記をするものとする。また有地番地についても同様に、乙は所有権の移転登記及び分筆登記をするものとし、登記完了時に甲に登記完了証の写しを提出する。

（瑕疵担保）

第7条 乙は本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第8条 甲は乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第9条 甲は前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。但し、当該返還金には利息を付さない。
2 甲は解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

（乙の原状回復義務）

第10条 乙は甲が第8条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還する。但し、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。



2 乙は前項但し書の場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払う。また、その責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払う。
3 乙は第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出するものとする。

（損害賠償）

第11条 甲は乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第12条 甲は第9条第1項の規定により、売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは返還する売買代金の全部または一部と相殺する。

（契約等の費用）

第13条 本契約の締結と履行及び登記に関する必要な一切の費用はすべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第14条 本契約に関し疑義があるときは、甲・乙協議のうえ決定する。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年6月5日

売出人 甲 住所 太田市浜町2番35号
氏名 太田市長 清水 聖義



買受人 乙 住所 太田市飯塚町923番地
氏名 和田 明美



買受人 乙 住所 太田市飯塚町1036番地
氏名 岡田 治久



土地の表示

所	在	種類	地積 (㎡)	備考
太田市飯塚町602番1先		道路	197.35㎡	